

令和6年10月2日

各行政区長 様

占冠村長 田 中 正 治

日高町・新得町・むかわ町における野犬掃とうの実施について
このことについて、各町より下記のとおり通知がありましたので、貴区内一般に周知くださいますようお願いいたします。

記

	日高町	新得町	むかわ町
実施期間	令和6年10月1日～令和7年3月31日		令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
実施区域	日高町全域	新得町全域	むかわ町全域
実施方法	薬殺処分（檻による捕獲）	檻等による捕獲及び薬殺	捕獲及び処分
その他		実施期間中において、けい留されていない犬については、全て野犬とみなす。	

※犬の飼育にあたっては、占冠村畜犬取締及び野犬掃とう条例により適正なけい留が義務付けられていますので、犬の飼育者をご留意願います。

＜占冠村畜犬取締及び野犬掃とう条例（抜粋）＞

（畜犬のけい留等）

第3条 畜犬の飼育者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、畜犬をけい留しておかなければならない。

- (1) 警察犬、狩猟犬又は牧羊犬をその目的のために使用するとき。
- (2) 人又は家畜に害を加えるおそれのない場所又は方法で畜犬を訓練し、若しくは移動し、又は運動させるとき。
- (3) その他規則で定める場合に該当するとき。

（建設課環境衛生担当）